

縦 覧 書 類

縦覧期間 令和 5 年 2 月 27 日から令和 5 年 3 月 12 日まで

法人名 特定非営利活動法人新潟県 I T コーディネータ協会

縦覧に供する書類

- ①定款
- ②役員名簿
- ③設立趣旨書
- ④設立の初年度及び翌年度の事業計画書
- ⑤設立の初年度及び翌年度の活動予算書

特定非営利活動法人新潟県 I T コーディネータ協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人新潟県 I T コーディネータ協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、戦略的な情報化投資に熱意と意欲を持つ不特定多数のものに対して支援活動を行うとともに、I T コーディネータ及び I T コーディネータを目指す者の能力研鑽と交流促進を図り、もって新潟県における I T コーディネータ制度の健全な発展と県内産業および地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) (1) ～ (7) に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 戦略的経営と I T に関する相談事業
- (2) I T コーディネータの能力向上のための教育研修事業
- (3) I T コーディネータ制度の普及啓発事業
- (4) I T コーディネータ交流促進事業
- (5) 情報化投資に関する調査研究事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して運営に主体的に関与し、総会での議決権を有する個人及び法人・団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、総会での議決権は有しない個人及び法人・団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は正会員が会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術(Web会議)を活用し開催することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または、記名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術(Web会議)を活用し開催することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または、記名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決する者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のWebサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 栗林直樹

副代表理事 河内康志

副代表理事 武内正一郎

理事 石垣比呂志

同 河合里美

同 桑野一哉

同 桜井 智

監事 横山 淳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2024年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(法人・団体) 3万円(1口、1口以上)

正会員(個人) 1万円

賛助会員(法人・団体) 1万円(1口、1口以上)

賛助会員(個人) 3千円

(2) 年会費 正会員(法人・団体) 3万円(1口、1口以上)

正会員(個人) 1万円

賛助会員(法人・団体) 1万円(1口、1口以上)

賛助会員(個人) 3千円

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人新潟県ITコーディネータ協会

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
代表理事	クリバヤシ ナオキ 栗林 直樹		無
副代表理事	カリチ ヤスシ 河内 康志		無
副代表理事	タケウチ ショウイチロウ 武内 正一郎		無
理事	イシガキ ヒロシ 石垣 比呂志		無
理事	カワイ サトミ 河合 里美		無
理事	クワノ カズヤ 桑野 一哉		無
理事	サクライ サトシ 桜井 智		無
監事	ヨコヤマ キヨシ 横山 淳		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

ITC 新潟は 2002 年に「経営と IT に関する諸問題を専門的に研究・実践することを通じて、新潟県内の企業、自治体における経営課題解決のための戦略的情報化投資を推進するとともに、会員相互の情報交流と啓発および ITC の社会的認知と地位の確立」を目的に設立された。公的支援機関の要請に応じて、主に IT セミナー・勉強会の講師、専門家派遣事業での IT コンサルティングを担当、2018 年からは経営者向け IT 活用セミナー「IT 経営カンファレンス」の定期開催等を行ってきた。

近年、県や金融機関から、ITC 新潟への協力依頼が増加し、所属する IT コーディネータ個人が可能な範囲で対応している。新潟県は、経済産業省の「令和 4 年度地域新成長産業創出補助金」の採択を受けており、今後、より一層 ITC 新潟への協力要請が増えることが予想される。これまで ITC 新潟は「法人格を持たない任意団体」として活動してきたが、このような協力要請に対して、適任者をアサインし、責任をもって対応するためには「法人格の ITCA 届出組織」が必須であると判断した。

設立への検討を行うプロジェクトを立ち上げ、「今までの ITC 新潟とは別に新組織を作るのか、今までの ITC 新潟全体を法人化するか」という点について議論したところ、「1 つの組織で法人化の方がメリットが大きい」という意見が大半を占めた。企業内 ITC の会員に「現在勤務している組織との労働契約上、別法人に参加できるか」を確認した結果、「問題である」という回答がなかったため「今までの ITC 新潟全体を法人化する」こととした。

ここに到って、新たな非営利活動法人を設立し、その目的は、以下のとおりとする。

この法人は、戦略的な情報化投資に熱意と意欲を持つ不特定多数のものに対して支援活動を行うとともに、IT コーディネータ及び IT コーディネータを目指す者の能力研鑽と交流促進を図り、もって新潟県における IT コーディネータ制度の健全な発展と県内産業および地域の活性化に寄与することを目的とする。

法人の会員は「正会員」（協会の運営に主体的に関与し、総会での議決権を有する個人及び法人・団体）、「賛助会員」（総会での議決権は有しない個人及び法人・団体）の 2 種類とし、法人組織が受託した事業は「正会員」で遂行する。勉強会やカンファレンスといった活動は実行委員会方式を原則として「正会員」「賛助会員」の区別なく行う。「正会員」と「賛助会員」間の異動は、本人からの申請と理事の承認で随時行うことができることとする。

2 申請に至るまでの経過

2022年11月1日に設立総会を開催し、設立の趣旨、定款、会員及び財産、2023年度(初年度)及び2024年度(翌年度)の事業計画・収支予算、役員等の案を審議し決定した。

特定非営利活動法人 新潟県 IT コーディネータ協会
設立代表者 石垣比呂志

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2024 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人

新潟県 IT コーディネータ協会

1 事業実施の方針

- ・新潟県内の企業、自治体における経営課題解決のため、経営と IT に関する諸問題を専門的に研究・実践することを通じて、戦略的情報化投資の推進に寄与する。
- ・会員相互の情報交流と啓発および IT コーディネータの社会的認知と地位の確立を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予 定 人 数	支 出 見込み額
戦略的経営と IT に関する 相談事業	新潟県内の企業及び自治体の課題解決を IT C の専門的知見から支援する	随時	県 内 企 業・自治体 事業所内 等	10 名	支援対象及び 間接的受益者 (不特定)	240,000
IT コーディ ネータの能力 向上のための 教育研修事業	実施予定無し					
IT コーディ ネータ交流促 進事業	会員向け勉強会	年 6 回 (2 か月に 1 回)	県内会場 およびネ ットワー ク上	各 5 名前 後	会員 40 名予 定	120,000
IT コーディ ネータ制度の 普及啓発活動 ①	IT カンファレンスの 開催	年 1 回	県内会場	10 名程度	関心のある市 民及び法人 (予 定 100 名)	1,000,000
IT コーディ ネータ制度の 普及啓発活動 ②	インターネットメディア (Web・SNS) による情報発信	随時	サーバ上	3 名程度	不特定多数	100,000
情報化投資に 関する調査 研究事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見込み額
実施予定なし					

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

翌事業年度の事業計画書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 新潟県ITコーディネータ協会

1 事業実施の方針

- ・新潟県内の企業、自治体における経営課題解決のため、経営とITに関する諸問題を専門的に研究・実践することを通じて、戦略的情報化投資の推進に寄与する。
- ・会員相互の情報交流と啓発およびITコーディネータの社会的認知と地位の確立を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込み額
戦略的経営と ITに関する 相談事業	新潟県内の企業及び自治体の課題解決をITCの専門的知見から支援する	随時	県内企業・自治体事業所内等	10名	支援対象及び間接的受益者(不特定)	240,000
ITコーディネータの能力向上のための教育研修事業	実施予定無し					
ITコーディネータ交流促進事業	会員向け勉強会	年6回 (2か月に1回)	県内会場およびネットワーク上	各5名前後	会員40名予定	120,000
ITコーディネータ制度の普及啓発活動①	ITカンファレンスの開催	年1回	県内会場	10名程度	関心のある市民及び法人(予定100名)	1,000,000
ITコーディネータ制度の普及啓発活動②	インターネットメディア(Web・SNS)による情報発信	随時	サーバ上	3名程度	不特定多数	100,000
情報化投資に関する調査研究事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見込み額
実施予定なし					

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 新潟県ITコーディネータ協会

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	89,000	449,000	
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
設立寄付金	100,000	1,100,000	
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
.....			
4. 事業収益			
取次手数料 事業収益	100,000	100,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
.....			
経常収益計			1,649,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
普及啓発事業① (ITカンファレンス)	1,000,000		
経営戦略とITに関する相談事業	240,000		
交流促進事業 (会員向け勉強会)	120,000		
普及啓発事業② (Web・SNS等)	100,000		
.....			
その他経費計	1,460,000		
事業費計		1,460,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
設立準備費用 (印象代等)	100,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			1,560,000
当期経常増減額			89,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 法人市民税等	70,000		
.....		70,000	
経常外費用計			70,000
当期正味財産増減額			19,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			19,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP167の様式例を参照)。

2024年度 活動予算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 新潟県ITコーディネータ協会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	240,000		
賛助会員受取会費	99,000	339,000	
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
施設等受入評価益	0	1,000,000	
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
.....			
4. 事業収益			
取次手数料 事業収益	200,000	200,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
.....			
経常収益計			1,539,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
普及啓発事業① (ITカンファレンス)	1,000,000		
経営戦略とITに関する相談事業	240,000		
交流促進事業 (会員向け勉強会)	120,000		
普及啓発事業② (Web・SNS等)	100,000		
.....			
その他経費計	1,460,000		
事業費計		1,460,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,460,000
当期経常増減額			79,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 法人市県民税等	70,000	70,000	
.....			
経常外費用計			70,000
当期正味財産増減額			9,000
前期繰越正味財産額			19,000
次期繰越正味財産額			28,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP167の様式例を参照)。